

藤井寺市事業者支援補助金

[人材活用型]

～ 手引き ～

※交付決定の前に実施された事業は、補助
対象外となりますのでご注意ください！

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 産業労働課 (市役所6階 68番窓口)

藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337

平日9時から17時30分まで

「人材活用型」制度概要

少子高齢化や人口減少に伴う人材不足が深刻化しつつあるなか、企業における人材の確保・次世代を担う人材の育成に向け積極的に取り組む事業者に対し、補助するものです。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象事業

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 令和9年2月末日までに完了できる事業であること
- 重複して国・府・市等の他の補助金を受けていないこと
- 可能な限り藤井寺市企業データベースサイト「FUJISearch」に登録すること
- [人材募集枠のみ]
社員等を募集するために外部サービスを利用する事業で、大阪産業局が実施する人材採用コンシェルジュの相談結果に基づく人材募集であること
- [人材育成枠のみ]
自社の育成計画に基づき実施する社員研修であること（業務において必要となる社内リスキリングにかかる研修を含む。ただし、自動車及び自動二輪車運転免許取得に係る講習は除く）

補助対象者

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 藤井寺市内に本社を有する株式会社（有限会社）、合同会社、合資会社、合名会社、工業法人、医療法人、社会福祉法人もしくは個人事業者であること
- 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行う事業者でないこと
- 藤井寺市税を滞納していないこと
- 過去に同一枠の補助金を受けていないこと（概ね3年程度）

補助金額

補助対象事業に採択された場合でも、申請された補助金額より減額して交付決定する場合があります。

<人材募集枠>

人材採用コンシェルジュへの相談結果に基づき**正社員**を募集するにあたり必要となる民間の就職情報サイトや求人広告媒体等の活用に要する経費

補助率 **1/2** 上限 **20万円** ※千円未満は切り捨て。

<人材育成枠>

従業員に対して実施する研修に係る講師謝礼・委託料及び外部研修参加費（会場借り上げ費や旅費は対象外です。）

補助率 **1/2** 上限 **20万円** ※千円未満は切り捨て。

交付申請時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

<人材募集枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 事業計画書
- 経費明細表（計画）
- 人材採用コンシェルジュへの相談結果がわかる書類
- 採用活動のために利用するサービスに関する資料
- 見積書等、事業経費がわかる書類

<人材育成枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 研修計画書
- 経費明細表（計画）
- 主催者が発行した研修案内等研修内容のわかるもの
- 見積書等、研修に要する経費がわかる書類
- 研修参加者の雇用保険被保険者証又は事業主通知書の写し

実績報告時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。（令和9年2月末までに提出）

<人材募集枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 実績調書
- 経費明細表（実績）
- 求人掲載や就活イベントへの参加等、実施状況がわかる資料
- 支払日、支払額、支払先、支払内容等がわかる支払証拠書類の写し

<人材育成枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 研修実施結果報告書
- 経費明細表（実績）
- 研修実施・参加したことが確認できる書類
- 支払日、支払額、支払先、支払内容等がわかる支払証拠書類の写し

手続きの流れ

<人材募集枠>

※《事前申請必須！》必ず求人掲載・就活イベント参加申込前に補助金申請を行ってください。

- (事業者) 大阪産業局人材採用コンシェルジュへの相談及び相談結果の受領
- (事業者) 相談結果に基づき掲載する就職情報サイト、求人広告媒体等の選定掲載に要する費用にかかる見積書等の徴収
- (事→市) 藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知（郵送）
- (事→市) 掲載期間終了後、すみやかに実績報告（令和9年2月末までに提出）
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」、「請求書」送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

<人材育成枠>

※《事前申請必須！》必ず研修実施・参加申込前に補助金申請を行ってください。

- (事業者) 研修計画書の作成
講師料や講座参加に要する費用にかかる見積書等の徴収
- (事→市) 藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知（郵送）
- (事業者) 研修の実施
- (事→市) 研修終了後、すみやかに実績報告（令和9年2月末までに提出）
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」、「請求書」送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

Q&A

（対象事業①） 人材募集枠

Q1 正社員の定義は何ですか？

A1 以下の全てを満たす労働者です。

- ①申請者に直接雇用されること
- ②雇用期間に定めがない無期雇用契約によること
- ③所定労働時間のフルタイム勤務であること

（対象事業②） 人材募集枠

Q2 募集する対象正社員の勤務地に条件はありますか？

A2 法人の場合は本社が行う採用活動である必要はありますが、勤務地は問いません。個人事業者の場合は藤井寺市内事業所を勤務地とする募集が対象になります。

（対象事業③） 人材育成枠

Q3 従業員の定義は何ですか？

A3 雇用契約に基づき雇用されており雇用保険に加入している労働者です。

（事業所関連①）

Q4 法人本社が奈良にあり、営業所が藤井寺市にあります。この場合、補助金の申請することはできますか？

A4 法人本社が藤井寺市である場合が対象者のため、申請できません。

（事業所関連②） 人材育成枠

Q5 法人本社が藤井寺市内にあり、営業所は奈良市にあります。奈良市にある営業所で勤務する社員に対し、人材育成枠を申請することはできますか？

A5 本社が実施する（参加させる）研修であれば対象になります。

（補助上限①）

Q6 従業員3名に研修を受けてもらう予定です。3名分申請できますか？

A6 補助金上限額の範囲での申請は可能です。

（補助上限②）

Q7 2種類の研修を受講させたい場合、申請は2回できますか？

A7 申請は1事業者1回です。同一年度を実施する研修を1度にまとめて申請していただくことは可能です。